

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

日本大学では、女性活躍推進行動計画【第4期】を以下のとおり策定する。

1 計画期間

令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間

2 行動計画の内容

- 目 標 ① 管理職に占める女性比率を15%以上にする。
② 有給休暇取得率を60%以上にする。

- 取組内容
- ・職員において、初級管理職育成を目的とした研修を引き続き実施し、管理職へのキャリア構築を行う。(令和5年7月～)
 - ・教員において、職務経験に応じ、積極的に管理職(担当職)に登用するよう、各部科校長等に働きかける。(令和5年7月～)
 - ・有給取得計画を部署毎に作成し取得していく。(令和5年7月～)
 - ・管理職へ積極的な有給休暇取得を働きかける。(令和5年7月～)
 - ・部署内での積極的な有給取得を推奨する取組みを実施する。
(令和5年7月～)
 - ・ジェンダーバランスに留意した公平な昇進基準を策定する。
(令和5年7月～)
 - ・職員において、経験者採用選考試験を積極的に実施する。
(令和5年7月～)
 - ・職員において、中長期のキャリア形成を行うため、面談制度を導入する。
(令和5年7月～)
 - ・職員において、柔軟な働き方を目指した、人事異動の希望聴取を行う。
(令和5年7月～)

3 女性の活躍に関する情報公表

① 採用した労働者に占める女性労働者の割合

(1)	大学教員	32.5%
(2)	高校教員	31.6%
(3)	一般職	57.3%
(4)	技術技能職	40.0%
(5)	医療職	89.1%
(6)	労務職	0% (採用者0名)
(7)	非常勤講師	29.3%
(8)	P D	25.0%
(9)	専修医	44.9%
(10)	研修医	36.7%
(11)	臨時職員	62.2%
(12)	非常勤嘱託	62.5%
	全体	45.1%

② 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全教職員	86.2%
専任教職員	71.2%
非専任教職員	113.3%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：基本給，基本年俸，所定手当，賞与等を含み，退職手当等を除く。

専任教職員・非専任教職員は，以下の資格・職種が該当する。

専任教職員	教授（任期制含む），准教授（任期制含む），専任講師，助教，助手 研究所教授，研究所准教授，特任教授（年俸制） 教諭，講師（専任扱），常勤講師，養護教諭，幼稚園教諭，保育教諭 専任職員，任期制職員，常勤嘱託
非専任教職員	月手当の研究所教授，研究所准教授及び特任教授， 客員教授，研究特命教授，非常勤講師，研究員，P D，R A，T A 部活動指導員，部活動コーチ 専修医，研修医，臨時職員，臨時嘱託，非常勤嘱託

③ 有給休暇取得率

52.1%

以 上